

秋学期第3問

(1)甲が所属する暴力団 A 一家は V 所属の暴力団 B 会と対立抗争中であった。A 一家 C 組組長乙は、知人である丙と話し合った結果、丙がかねて知り合いであった V を、覚醒剤取引を口実におびき出せることが分かったので、V を殺害し、B 会の力を弱め、覚醒剤を取ることで資金源もなくす計画を立てた。

(2)丙は、V に対し、覚醒剤の買い手がいるように装って覚醒剤の取引を申し込み、V から覚醒剤 1.4 キログラムを売る旨の返事を得た。甲・乙・丙らは博多駅付近で合流した。その際に、丙は、甲に対し「V をホテルに呼び出す。2 部屋として 1 つに V を入れ、もう 1 つの部屋にはお前が隠れておれ。俺が相手の部屋で物（覚醒剤）を取りその部屋を出た後、お前の部屋にいつか合図するから、そのあとお前は入れ替わりに相手の部屋に入って相手をやれ」と指示した。

(3)丙はホテル 303 号室に V を案内し、V の持参した覚醒剤を見てその値段を尋ねたりした後、先方（買主）と話してくると言いつつ 309 号室に行き、そこで待機している甲らと会って再び 303 号室に戻り、V に対し「先方は品物を受け取るまでは金はやれんと言うと」と告げると、V は「こっちも金を見らんでも渡されん」と答えてしばらくやり取りが続いた後、V が譲歩して「ならこれあんたに預けるわ」と言いながら丙に覚醒剤約 1.4 キログラムを渡したので、丙はこれを受け取り、V に「一寸待ってて」と言い、303 号室を出て 309 号室に行き、甲に対し「行ってくれ」と述べて、303 号室に行くように指示し、逃走した。

(4)甲は少し時間を置いてから 303 号室に入り、至近距離から V めがけて拳銃で弾丸 5 発を発射したが、V が防弾チョッキを着ていたため、重傷を負わせたにとどまり、殺害の目的は遂げなかった。

甲及び乙、丙についての罪責を論ぜよ。

参考判例；最決昭和 61 年 11 月 18 日刑集 40 卷 7 号 523 頁